(3)　諮問機関による評価についての報告
上記―(2)②に基づく諮問機関による特定引受業務に係る評価結果について、評価後速やかに経済産業大臣に報告すること。
四　その他
特定引受業務を適切かつ効果的に実施するため、会社は、特定引受業務の特性に対応した専門的人材の採用、育成を進めることとする。
(注)　この特定引受業務指針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

○経済産業省告示第九十八号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十六条の三第一項の規定に基づき、株式会社日本貿易保険が特定引受けを決定するに当たって従うべき基準を次のように定め、令和八年七月三十一日から施行することとしたので、同条第二項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特定引受基準

1　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）及び特定引受業務指針（令和八年経済産業省告示第九十七号）のほか、国内関係法令並びに貿易保険に関わる国際的取決め及びこれに準ずるものを踏まえて、特定引受けを行うこと。

2　特定引受けの対象となる案件及び適用する貿易保険の種類の特性（再保険については、特定引受けの対象となる保険（以下「元受保険」という。）を適用する案件及び元受保険の特性）（以下これらを「特定引受内容」という。）に応じて、我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓や我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靭化の観点から、我が国への裨益を具体的に確認の上で、特定引受けを行うこと。

3　法第十六条の二第一項の規定により経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けであることを具体的に確認し、特定引受けを行うこと。

4　特定引受内容に応じて適切なリスク審査を行った上で、貿易保険の特定引受けの場合は法第四十条の規定に従い経済産業大臣に届け出た引受条件に、再保険の特定引受けの場合は法第十二条第三項の規定に従い定めた再保険料率に、それぞれ基づき、特定引受けを行うこと。

5　特定引受内容に応じて他の公的機関や他国輸出信用機関及び国際機関との協調に努めた上で、特定引受けを行うこと。

○国土交通省告示第千十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和三年国土交通省告示第千二百八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項	一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項
1　管理組合及びマンションの区分所有者等の役割	1　管理組合及び区分所有者の役割
マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者等で構成される管理組合である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）第五条第一項においても、管理組合は、マンション管理適正化指針（管理組合がマンション管理適正化推進計画が作成されている都道府県等の区域内にある場合にあっては、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針。第三項において同じ。）の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。マンションストックの高経年化が進む中、これらを可能な限り長く活用するよう努めることが重要であり、管理組合は、自らの責任を自覚し、必要に応じて専門家の支援や建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第四十六条の二第一項の所有者不明専有部分管理命令、区分所有法第四十六条の八第一項の管理不全専有部分管理命令又は区分所有法第四十六条の十三第一項の管理不全共用部分管理命令の請求制度（第三項において「所有者不明専有部分管理命令等請求制度」という。）も活用しながら、適切に管理を行うとともに、国及び地方公共団体が講じる施策に協力するよう努める必要がある。	マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者等で構成される管理組合である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）第五条第一項においても、管理組合は、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。マンションストックの高経年化が進む中、これらを可能な限り長く活用するよう努めることが重要であり、管理組合は、自らの責任を自覚し、必要に応じて専門家の支援や財産管理制度なども活用しながら、適切に管理を行うとともに、国及び地方公共団体が講じる施策に協力するよう努める必要がある。